

栃木県労働基準協会連合会

令和3年7月1日

第54号

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

発行人

藤田英二

印刷 鈴木印刷株式会社

令和3年度定期総会を開催しました



松下 正直 連合会長



藤浪 竜哉 栃木労働局長



荒木 治美 労働基準部長



小嶋 三喜雄 監督課長



高橋 拓 宇都宮署長

令和3年5月25日(火)午後3時45分から、宇都宮東武ホテルグランデにおいて、(一社)栃木県労働基準協会連合会の令和3年度定期総会を全会員出席のもとに開催いたしました。

総会冒頭、松下会長から「昨年来の新型コロナ危機により厳しい状況が続く中、連合会と地区協会への協力に感謝すると共に、今後も新型コロナにより変化する労働環境への対応と連合会の3年度の主要事業への支援をお願いします。また、過重労働防止や転倒災害をはじめとする労働災害防止、メンタルヘルス対策など労働行政の重点施策の周知・啓発に引き続き協力すると共に技能講習等の着実な事業運営に努め、県内の遵法水準、安全衛生水準の向上に貢献して参りたい。さらに全基連や中災防を起点とした労務・安衛管理情報を会員へ橋渡しすべくHPや会報の活用に努めるほか、法改正等による受講希望者の増加には、講習回数の増加や出張講習の企画による地区協会への支援強化により対応を図る。これが円滑な実施のため、行政の力強いご支援を引き続きお願いしたい。」と決意が述べられました。

総会議長は定款の規定に基づいて会長が就任し、議事録署名人に足利協会の小林一俊会長と栃木協会の作田俊哉会長を選出して議事に入りました。

議事では、「前年度の事業報告・収支決算報告」「新年度の事業計画案・収支予算案」のほか「公益目的支出計画実施報告書」及び「役員選出の件」が上程され、全ての議案が全会員一致で承認されました。

ご来賓として、藤浪竜哉栃木労働局長、荒木治美労働基準部長、小嶋三喜雄監督課長、高橋拓宇都宮労働基準監督署長のご出席を賜り、議事終了後、ご来賓を代表して藤浪局長からご祝辞を頂戴いたしました。

藤浪局長は、定期総会開催の祝意と日ごろの労働行政へ協力に感謝を述べられたあと、「栃木労働局の令和3年度の重点施策事項として「新たな日常」の下でテレワークの導入など柔軟な働き方がしやすい環境を整備すること、感染防止対策の推進や過重労働防止、安全で健康に働くことが出来る環境の整備など「コロナ禍」であっても安全で健康に働くことが出来る職場づくりを推進する、とりわけ、増加が続く労働災害については、5月24日から8月31日までの100日間、緊急労働災害防止運動として「STOP「あわてる・あせる・あなどる」行動・声かけ100日運動」を展開しているので、会員事業場への周知と協力をお願いする。」と、本年度の栃木労働局の重点施策を丁寧にご説明いただきました。

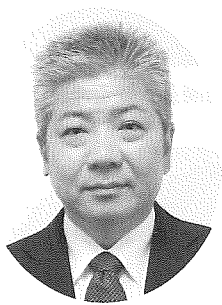
総会後に新理事・監事により開催した第2回理事会においては、会長、副会長、専務理事がいずれも事務局提案通り承認され、各地区労働基準協会長から推薦を受けた2年任期の各事業部員の選任も承認されました。

なお、副会長については日光協会長と真岡協会長に異動があり、新しく高松一弘様と菊池英司様が連合会副会長に就任され、お二方からそれぞれ就任のご挨拶を頂きました。

また、恒例となっておりました総会・理事会終了後のご来賓の皆様を交えての意見交換会は、残念ながらコロナ対策のため開催が見送られました。

副会長就任のご挨拶

日光労働基準協会長 高松 一弘



時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
この度、大里前会長の後任として当協会長、更には貴連合会副会長を仰せつかりました古河電気工業株式会社日光事業所の高松一弘でございます。
さて、猛威を振るうコロナウイルス感染症拡大に伴い、当該地域でも経済活動や労働衛生環境面で大きな影響を受けており、ワクチンの接種で希望の光は見えておりますが、経済回復や職場・生活環境が戻るまでは相当の時間を要することも想定されます。
このような大変厳しい現状ではありますが、協会員皆様のご協力をいただきながら、労働関係の法令の遵守とともに、産業安全、労働衛生、労務管理の改善に努めて参りますので、労働基準行政関係各位並びに皆様のご指導、ご鞭撻のほど、宜しくお願ひ申し上げます。

(古河電気工業(株)日光事業所長)

副会長就任のご挨拶

(一社)真岡労働基準協会長 菊池 英司



時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
この度、令和3年度定期総会及び理事会において一般社団法人栃木県労働基準協会連合会の副会長に就任いたしました、日産自動車(株)栃木工場長の菊池でございます。前任の中村同様、栃木労働局および労働基準監督署のご指導を頂きながら会員企業の皆様と一丸となって、従業員一人一人が働きやすい労働環境を整えんと共に労働災害防止に向け、全力で取り組んで参ります。

昨今、新型肺炎コロナウイルスの影響で在宅勤務の推奨や時差出勤、時短勤務など働き方が大きく変化しております。会員企業の皆様も変化に対応するためご苦労されていることと思います。このように変化が大きい時に労働災害や健康障害が起こりやすい傾向にあると言われております。まだ終息の兆しが見えない状況ですが、会員企業の皆様と連携を密にきめ細やかな対応を進め、栃木県の産業安全、労働衛生、及び労務管理の改善に貢献して行きたいと思っております。

どうぞ宜しくお願い致します。

(日産自動車(株)栃木工場 理事工場長)

令和3年度（一社）栃木県労働基準協会連合会役員名簿

令和3年5月25日現在

役職	氏名	所属協会	所属事業所	備考	役職	氏名	所属協会	所属事業所	備考
会長・代表理事	松下 正直	宇都宮	(株)足利銀行		理事	佐藤 和博	栃木	富士通(株)小山工場	
副会長・理事	小林 一俊	足利	アキレス(株)		理事	立花 尚	栃木	GKNドライブラインジャパン(株)栃木工場	
副会長・理事	作田 俊哉	栃木	(株)小松製作所小山工場		理事	飛田 憲一	栃木	昭和パルテック(株)栃木事業所	
副会長・理事	藤波 一博	佐野	(株)波里		理事	小寺 普次	栃木	昭和電工(株)小山事業所	
副会長・理事	青柳 卓	鹿沼	(株)光青		理事	奈良原 守	佐野	カーシーカシマ(株)	
副会長・理事	原 厚	塩那	アーベストフーズ(株)		理事	大橋 博	佐野	住友大阪セメント(株)栃木工場	
副会長・理事	高松 一弘	日光	古河電気工業(株)日光事業所	新任	理事	金子 昭彦	鹿沼	(株)カネコアルトトップ	
副会長・理事	菊池 英司	真岡	日産自動車(株)栃木工場	新任	理事	生駒 憲一	塩那	(株)生駒組	
理事	大久保知弘	宇都宮	藤井産業(株)	新任	理事	高橋 温	塩那	(株)アイ電子工業	
理事	戸塚正一郎	宇都宮	(株)SUBARU 宇都宮製作所		理事	相良 芳隆	日光	相良建設(株)	
理事	齋藤 好章	宇都宮	(株)福田屋百貨店		理事	小泉祐一郎	真岡	(株)神戸製鋼所 真岡製造所	
理事	石原 玲一	宇都宮	関東自動車(株)		理事	阿部 雅彦	真岡	千住金属工業(株) 栃木事業所	
理事	小西 芳典	宇都宮	(株)クボタ 宇都宮工場	新任	専務理事	藤田 英二	事務局	(一社)栃木県労働基準協会連合会	
理事	富田 隆	足利	足利小山信用金庫						
理事	小川 邦明	足利	赤石工業(株)		監事	福田 晴一	宇都宮	(株)マテハンソフト	
理事	安田 浩一	足利	(株)キリウ		監事	中島 昭	宇都宮	フタバ食品(株)	

中災防からのお知らせ

令和3年度第94回全国安全週間

【 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場 】

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会

実施者：各事業場

本週間：令和3年7月1日（木）から7月7日（水）まで

〈参考〉2021年年間標語

【 健康と安全作業を積み重ね

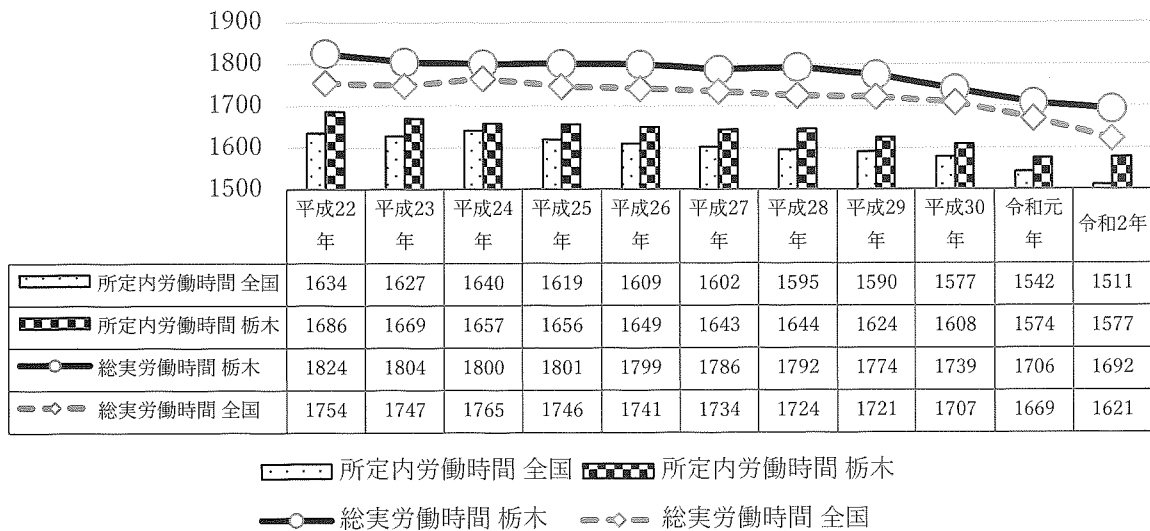
築くゼロ災 みんなの誇り 】

令和2年の労働時間の現状がまとまりました

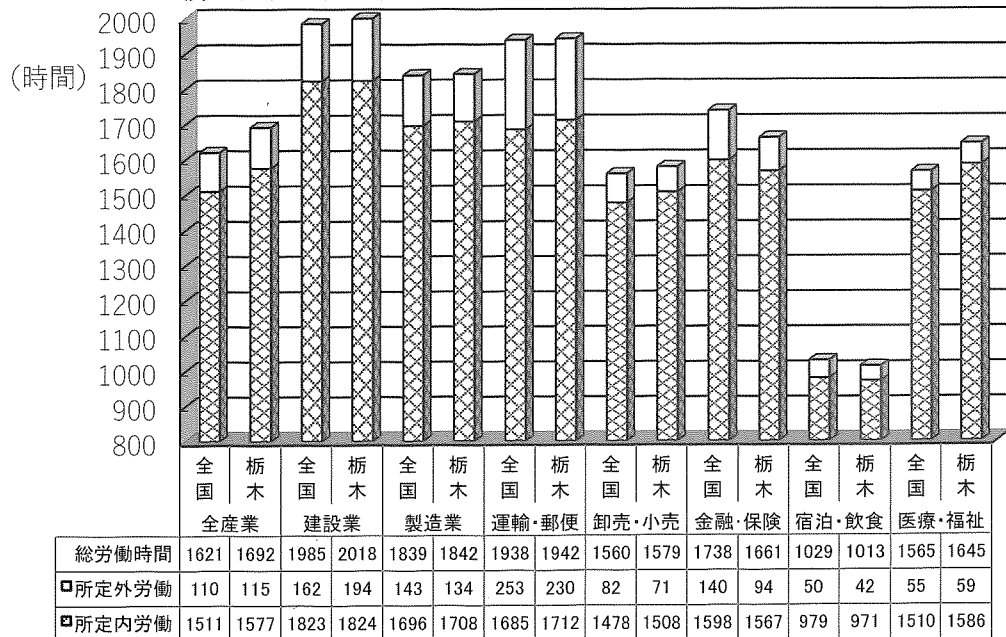
栃木県内労働者の年間総実労働時間は、前年より14時間減少しましたが、全国平均より71時間長い状態にあります。

また、主要産業別の年間総実労働時間等では、建設業が最も長く、次いで、運輸・郵便業、製造業が県内の全産業平均より長い状況にあります。

労働者1人当たり平均総実労働時間及び所定労働時間の推移 (抜粋)



(第2図) 令和2年 産業別1人平均年間実労働時間(全国・栃木県)



詳細については、栃木労働局のHPから確認できます。

栃木労働局からのお知らせ② (健康安全課)
緊急労災防止対策実施中

**"STOP! 「あわてる・あせる・あなどる」 行動・声かけ 100 日運動”
 を実施します!**

(令和3年5月24日～令和3年8月31日)

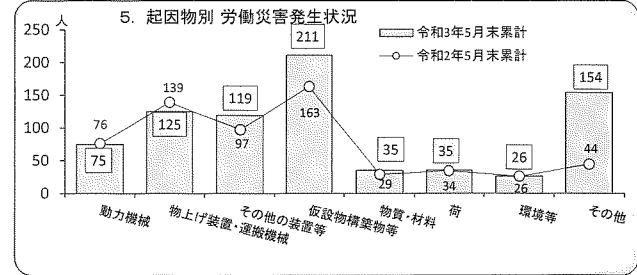
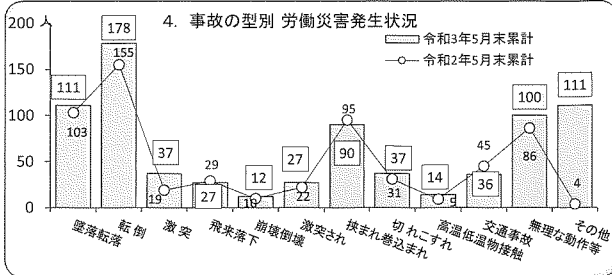
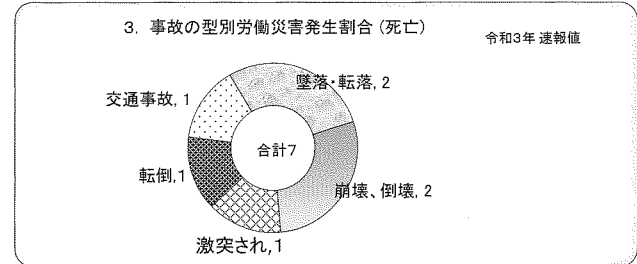
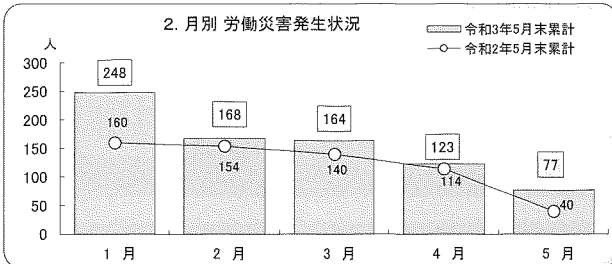
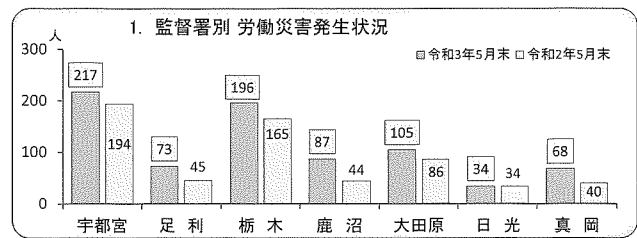
(詳しくは右記のQRコードを検索願います)



栃木労働局からのお知らせ③ (健康安全課)
労働災害発生状況 (令和3年5月末現在)

(令和3年5月末現在)

区分	令和2年		令和3年		増減数	増減率 (%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業業	608	6	780	7	+172	+28.3
製造業	180	1	183		+3	+1.7
建設業	59	1	81	3	+22	+37.3
道路貨物運送業			96	3	+16	+20.0
陸上貨物取扱業	80					
林業	7		4		-3	-42.9
第三次産業	263	4	387	1	+124	+47.1



とちぎ労基連トピックス①
中災防・中小企業無災害記録証授与制度

中小企業無災害記録が達成されました

今年度、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証(表彰状)と副賞(表彰盾)が授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に活発な安全管理活動の取り組みをお願いいたします。

なお、この制度についての詳細は(一社)栃木県労働基準協会連合会(028-678-2771)にお問い合わせください。

所在地	事業場名	種別	期間	労働者数
さくら市	エーシーエム栃木(株) 本社工場	第五種(金賞)	平成25年1月19日 ～令和3年4月16日	64名

新しい時代を乗り越える 新しい作戦、「GbizID」。

さらに便利に、
1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできるんじや。

労働保険関係書類(一部手帳は除く)について、GbizIDを利用して手続きすることができます。
またGbizIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社が必要になるさまざまな申請に対応。
会社や本人を証明する書類の提出が必要なく、スムーズに申請できます。
労働保険関係書類では、「GbizIDプライム」と「GbizIDスタンダード」のアカウントが使用可能です。

GbizIDに対応している手続きは、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bungru/koujou_roudou/roudouku/hoken/denishi-shinsei.html

GbizIDプライム

雇用関係に該当する国(印)印留印の個人印鑑、
アカウントの紐付けに、原則として印鑑が必須。
当該印鑑もアカウントができてからになりますので条件
をもって作成しましょう。

GbizIDスタンダード

雇用関係に該当する国(印)印留印の個人印鑑者、個人事業主本人が
本人印鑑を提出し、原則として印鑑が必須。
※1 本人印鑑は提出しなくても、本人印鑑を提出する方が有利。
※2 本人印鑑により印留印する印留印の個人印鑑が必須。

また「GbizIDプライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう

アカウント作成に必要なもの。

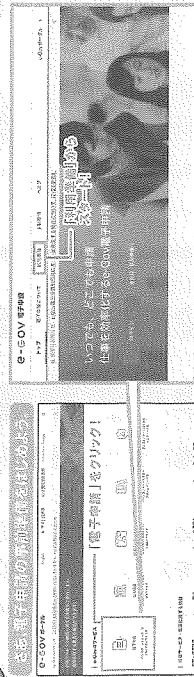
- スマートフォン・携帯電話
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑(捺印)証明書と登録印
法人・印留印証明書、登録印
個人事業主…印留印証明書、登録印
申請書に押印し、印留(捺印)証明書と共に
GbizID運用センターに送付します。
※ 印留(捺印)証明書は、発行日より3ヶ月以内の原本。



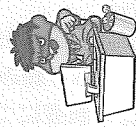
詳しくは、<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>



「労働保険の電子申請特設サイト」から、e-GOVにアクセスしよう。



- 電子申請「をクリック」
- 労働保険関係書類を「ウェブ」から入力・送信することができます。
- 申請データを「ウェブ」から入力・送信するだけで済む。この期間をご利用ください。



- 電子証明書を用意します。
(GbizIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。)
- アカウントの準備を行います。
- ブラウザの設定を確認します。
- アプリケーションをインストールします。

e-GOV 電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

この時代、電子申請は、
新しい働き方のひとつですよ。



これからは働くための、デジタル新作戦。 労働保険の電子申請

- 労働保険関係書類の提出は、24時間いつでも可能。
※ 申請書の提出は、申請書の提出時間内に行ってください。
- 労働保険関係書類の提出は、24時間いつでも可能。
※ 申請書の提出は、申請書の提出時間内に行ってください。
- 労働保険関係書類の提出は、24時間いつでも可能。
※ 申請書の提出は、申請書の提出時間内に行ってください。



労働保険関係書類の提出は、24時間いつでも可能。
詳しくは「労働保険の電子申請」をご覧ください。

「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」

～ 令和3年3月25日に改定され、労務管理上の留意点や望ましい取組等が示されました ～

テレワーク導入の留意点

- テレワークを円滑かつ適切に導入・実施するに当たっては、導入目的、対象業務、申請等の手続、費用負担等について、あらかじめ労使で十分に話し合い、ルールを定めておくことが重要です。
- 対象者について、正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者から除外することのないよう留意が必要です。
- 導入に当たっては、不必要な押印や署名の廃止、書類のペーパーレス化、決裁の電子化等が有効であり、職場内の意識改革をはじめ、業務の進め方の見直しに取り組むことが望ましいです。

テレワークのルールの策定と周知

- 在宅勤務など労働基準法上の労働者についても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準法令が適用されます。
- 円滑に実施するためには、就業規則の整備や労働条件の明示などルールの策定と周知が重要です。

テレワークにおける労働時間管理の工夫

＜テレワークにおける労働時間管理の把握＞

- 労働時間の管理については、本来のオフィス以外の場所で行われるため使用者による現認ができないなど、労働時間の把握に工夫が必要となる一方で、情報通信技術を活用する等によって、労務管理を円滑に行うことも可能となります。
- 労働時間の把握については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえ、次の方法によることが考えられます。
 - ①パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として、始業及び終業の時刻を確認
 - ※テレワークによる情報通信機器の使用時間の記録や、サテライトオフィスへの入退場の記録等
 - ②労働者の自己申告により把握
 - ※自己申告に当たっては、自己申告制の適正な運用等について十分な説明を行うとともに、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはなりません。

＜テレワークにおける特有の事象の取扱い＞

- 中抜け時間について、休憩時間として取り扱い終業時刻を繰り下げたり、時間単位の年次有給休暇として取り扱うことも、始業及び終業の時刻の間の時間について、休憩時間を除き労働時間として取り扱うことも可能です。
- テレワークの場合においても、使用者は時間外・休日労働をさせる場合には、36協定の締結、届出や割増賃金の支払が必要となり、深夜に労働させる場合には、深夜労働に係る割増賃金の支払が必要です。
- テレワークによる長時間労働等を防ぐ手法としては、次のような手法が考えられます。
 - ①メール送付の抑制等やシステムへのアクセス制限等
 - ②時間外・休日・所定外深夜労働について、労使の合意により、時間外等の労働が可能な時間帯や時間数をあらかじめ使用者が設定する等

テレワークにおける安全衛生の確保

- 自宅等においてテレワークを実施する場合においても、事業者は、労働安全衛生法等の関係法令に基づき、労働者の安全と健康の確保のための措置を講ずる必要があります。
- 事業者は、「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト（事業者用）」を活用する等により、健康相談体制の整備や、コミュニケーションの活性化のための措置を実施することが望ましいです。
- 自宅等については、「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト」を活用等により労使が協力して改善等を図りましょう。



テレワークにおける労働災害の補償

- 労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによって生じたテレワークにおける災害は、業務上の災害として労災保険給付の対象となります。
- 使用者は、情報通信機器の使用状況などの客観的な記録や労働者から申告された時間の記録を適切に保存するとともに、労働者が負傷した場合の災害発生状況等について、使用者や医療機関等が正確に把握できるよう、当該状況等を可能な限り記録しておくことを労働者に対して周知することが望ましいです。

人材確保等支援助成金 (テレワークコース) のご案内

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します！

厚生労働省は、雇用型テレワークガイドライン (テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン) を改定し、テレワークにおける労務管理について、労働基準関係法令の適用に関する留意点などを示しています。助成金を活用し、ガイドラインの趣旨を踏まえた良質なテレワークの導入をお進めください。

【機器等導入助成】 支給額 支給対象経費の 30% ※以下いずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は 20万円×対象労働者数	テレワーク制度を新たに導入し、テレワークを実現可能とする取組を行う事業主に対して助成。
【目標達成助成】 支給額 支給対象経費の 20% (*35%) ※以下いずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は 20万円×対象労働者数	所定のテレワーク実施基準及び離職率目標を満した事業主に対して助成。

*生産性要件を満たした場合に適用

【厚生労働省HP】

人材確保等支援助成金 (テレワークコース) の支給要件や申請方法等の詳細や申請マニュアル



【厚生労働省HP】

雇用型ガイドライン (テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン)



お問合せ先 栃木労働局雇用環境・均等室 TEL 028(633)2795

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です!!

厚生労働省では、全国の学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。

1. 実施期間

令和3年4月1日から7月31日まで

2. 重点的に呼びかける事項

- Point 1** 労働条件の明示
- Point 2** 学業とアルバイトが両立できるよう適切な勤務シフトの設定
- Point 3** 労働時間の適正な把握
- Point 4** 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- Point 5** 労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら

ポータルサイト
「確かめよう労働条件」



お問合せ先

栃木労働局 雇用環境・均等室

TEL:028-633-2795

2021年度 両立支援等助成金のご案内



職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”のために、以下の取組を支援します!!

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)



男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。 *支給額<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額。

	中小企業	中小企業以外	*2人目以降の育休取得、育児目的休暇の導入・利用にも支給されます
1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>	
個別支援加算	10万円<12万円>	5万円<6万円>	

育児休業等支援コース

1 育休取得時

「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

2 職場復帰時

3 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

4 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、法を上回る看護休暇制度等の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

5 新型コロナウイルス感染症対応特例

小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用者が生じた事業主に支給します。

① 育休取得時	28.5万円<36万円>	
② 職場復帰時	28.5万円<36万円>	職場支援加算19万円<24万円>
③ 代替要員確保時 (1人当たり)	47.5万円<60万円>	有期労働者加算9.5万円<12万円>
④ 職場復帰後支援	28.5万円<36万円>	A看護休暇制度1,000円<1,200円>×時間 B保育サービス費用 実支出額の2/3補助
⑤ 新型コロナウイルス感染症対応特例	1人当たり5万円 *10人まで(上限50万円)	



不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度について、利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者に休暇制度・両立支援制度を利用させた中小企業事業主に支給します。

環境整備、休暇の取得等	長期休暇の加算
28.5万円<36万円>	1人当たり28.5万円<36万円> (5人まで)



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に助成します。

対象労働者1人当たり 28.5万円 (5人まで)

* 当該休暇を、20日以上取得



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

1事業場につき1回限り

15万円

* 当該休暇を、5日以上取得

次回、介護離職防止支援コース、女性活躍加速化コースをご案内します

お問合せ先 栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL:028-633-2795

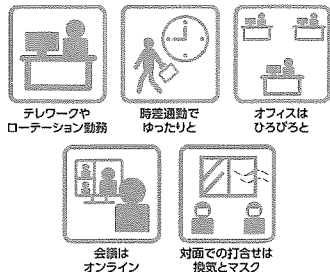
とちぎ労基連トピックス②

栃木労働局からの要請・依頼の概要

- ① 3年4月8日付け 栃木労働局長
(趣旨)「令和3年度交通安全週間の実施について」周知依頼
- ② 3年4月19日付け 栃木労働局長
(趣旨)「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の一部改正について了知依頼
- ③ 3年4月20日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「令和3年度における林業の安全衛生対策の推進について」協力依頼
- ④ 3年4月22日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「地下駐車場に使用される二酸化炭素消火設備の点検作業等における労働災害の防止について」周知依頼
- ⑤ 3年4月26日付け 栃木労働局長
(趣旨)職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について周知協力依頼
- ⑥ 3年5月12日付け 栃木労働局長
(趣旨)令和2年 職場における熱中症の発生状況(確定値)等について周知依頼
- ⑦ 3年5月14日付け 栃木労働局労働保険徴収室長
(趣旨)令和3年度労働保険年度更新広報用ポスターの掲示依頼について
- ⑧ 3年5月20日付け 栃木労働局長
(趣旨)緊急災害防止運動の実施について協力依頼
- ⑨ 3年5月31日付け 栃木労働局長
(趣旨)石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令等の施行について周知依頼
- ⑩ 3年6月3日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)エックス線装置の点検作業等における被ばく防止の徹底について周知依頼
- ⑪ 3年6月9日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)ジアセチル(別名:2,3-ブタンジオン)による健康障害の防止対策及び労災保険制度の周知について
- ⑫ 3年6月10日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)フィットテスト実施者に対する教育の実施について協力要請

栃木労働局からのお知らせ⑨ (雇用環境・均等室)

働き方の新しいスタイル



みんなで休暇。夏を楽しみリフレッシュ。

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

お問合せ先 栃木労働局雇用環境・均等室 TEL028-633-2795

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 7月9日(金) 有機溶剤作業主任者能力向上教育
栃木県護国会館
- ② 8月19日(木)～20日(金) 第2回職長教育
栃木県護国会館
- ③ 8月26日(木)～27日(金) 安全管理者選任時研修
栃木県護国会館
- ④ 9月14日(火) 宇都宮地区労働衛生大会
宇都宮市文化会館小ホール
- ⑤ 9月17日(金)～18日(土)
プレス金型取替等特別教育
(学科:(株)クボタ宇都宮工場、実技:モリテックスチール(株)宇都宮工場)

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 7月8日(木) リスクアセスメント担当者研修会
栃木商工会議所
- ② 7月15日(木)
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育
栃木商工会議所
- ③ 8月26日(木)～27日(金) 職長教育
栃木商工会議所
- ④ 9月2日(木) 衛生管理研修会
栃木市栃木文化会館
- ⑤ 9月8日(水)～9日(木)
産業用ロボット特別教育
栃木商工会議所
- ⑥ 4月～(通年)
2021年度栃木労基署管内新「安全宣言」運動!実施中

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 7月29日(木) 鹿沼地区産業安全衛生大会実行委員会
鹿沼市民情報センター
- ② 8月18日(水) フルハーネス特別教育
ボイラ・クレーン安全協会栃木事務所
- ③ 9月9日(木) 全国労働衛生週間準備説明会
鹿沼市職業訓練センター
- ④ 9月17日(金) リスクアセスメント研修
ボイラ・クレーン安全協会栃木事務所

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 7月7日(水)～9日(金)
伐木等の業務特別教育(林災防協力) 日光市内
- ② 7月13日(火)
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
日光市大沢公民館
- ③ 7月28日(水)～29日(木)
安全管理者選任時研修 日光市民活動支援センタ
- ④ 8月24日(火)～25日(水)
職長教育 日光市大沢公民館
- ⑤ 9月11日(金) 全国労働衛生週間説明会
日光市大沢公民館
- ⑥ 9月15日(水) 粉じん作業特別教育
日光市大沢公民館
- ⑦ 9月15日(水)～16日(木)
はい作業主任者技能講習(林災防協力) 大田原市
- ⑧ 9月17日(金)
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
(林災防協力) 日光市大沢公民館

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 7月10日(土)～11日(日)、17日(土)
玉掛け技能講習会(第2回)
わたらせ技能講習センタ
- ② 7月29日(木) 労働衛生部会 足利市民プラザ
- ③ 8月3日(火) 総務部会 足利市民プラザ
- ④ 9月4日(土)～5日(日)
5トン未満クレーン作業特別教育 オグラ金属(株)
- ⑤ 9月7日(火) 役員会・理事会 足利市民プラザ
労働衛生研修会 足利市民プラザ
- ⑥ 9月15日(水)～16日(木) 職長教育
足利市民プラザ

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 7月7日(水)～8日(木)
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
((株)人財学園主催) 佐野市勤労者会館
- ② 7月13日(火)
全国安全週間会員事業場相互見学会 中止
- ③ 7月15日(木) リスクアセスメント構築講座
佐野市勤労者会館
- ④ 7月27日(火) フルハーネス型作業特別教育
佐野市勤労者会館
- ⑤ 8月19日(木) 研削といし取替等特別教育
佐野市勤労者会館
- ⑥ 9月2日(木) 佐野地区産業安全衛生大会合同役員会
佐野市勤労者会館
- ⑦ 9月9日(木) 全国労働衛生週間準備説明会
佐野市勤労者会館

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 7月7日(水)～8日(木)
安全管理者選任時研修 栃木県立県北体育館
- ② 8月6日(金) 職長能力向上教育(製造業)
栃木県立県北体育館
- ③ 8月18日(水) 労働衛生部会
TOKO-TOKO 大田原
- ④ 8月30日(月) フォークリフト従事者安全衛生教育
栃木県立県北体育館
- ⑤ 9月3日(金) 理事会 TOKO-TOKO大田原
- ⑥ 9月8日(水) 全国労働衛生週間説明会
那須野が原ハーモニーホール
- ⑦ 9月15日(水)～16日(木)
はい業主任者技能講習(林災防主催)
栃木県立県北体育館

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 7月2日(金) 職長能力向上教育(製造業)
真岡市公民館
- ② 7月7日(水)～8日(木)
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
技能講習(連合会主催) 真岡市青年女性会館
- ③ 7月20日(火)～21日(水)
はい作業主任者技能講習(林災防協力)
真岡市青年女性会館
- ④ 8月3日(火)
研削といし取替え等特別教育(自由研削座学)
真岡市公民館
- ⑤ 8月4日(水) リスクアセスメント研修
真岡市公民館
- ⑥ 9月6日(月)～7日(火) 職長教育
真岡市公民館
- ⑦ 9月10日(金) 全国労働衛生週間説明会
真岡市青年女性会館
- ⑧ 9月16日(木)
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
真岡市公民館

2021年度各種技能講習等実施計画表

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
7	7 (水) ~ 8 (木)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 (出張)	真岡市青年女性会館	別途	別途
	12 (月) ~ 13 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習④	建設産業会館	4/12 (月)	6/28 (月)
	20 (火) ~ 21 (水)	乾燥設備作業主任者技能講習①	〃	4/20 (火)	7/ 6 (火)
	26 (月) ~ 27 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 臨時	〃	4/26 (月)	7/12 (月)
8	3 (火) ~ 4 (水)	安全衛生推進者等養成講習② (市町職員①)	栃木県自治会館	5/ 6 (木)	7/20 (火)
	5 (木) ~ 6 (金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	5/ 6 (木)	7/21 (水)
	10 (火) ~ 12 (木)	第1種衛生管理者試験準備講習① (3日連続)	護国会館	5/10 (月)	7/27 (火)
	17 (火) ~ 18 (水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	建設産業会館	5/17 (月)	8/ 3 (火)
	19 (木) ~ 20 (金)	安全衛生推進者等養成講習③ (市町職員②)	栃木県自治会館	5/19 (水)	8/ 5 (木)
	24 (火) ~ 25 (水)	中防災 KYT トレーナー研修①	建設産業会館	中 災 防	中 災 防
	30 (月) ~ 31 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 臨時	〃	5/31 (月)	8/17 (火)
9	2 (木) ~ 3 (金)	第2種衛生管理者試験準備講習① (2日連続)	護国会館	6/ 2 (水)	8/19 (木)
	6 (月) ~ 7 (火)	安全衛生推進者講習④ (一般②)	〃	6/ 7 (月)	8/23 (月)
	8 (水) ~ 10 (金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	建設産業会館	6/ 8 (火)	8/25 (水)
	13 (月) ~ 14 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑥	〃	6/14 (月)	8/30 (月)
	15 (水)	第一種衛生管理者・模擬試験①	〃	6/15 (火)	9/ 7 (火)
	21 (火) ~ 22 (水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	6/21 (月)	9/ 7 (火)
	30 (木) ~ 1 (金)	安全管理者選任時研修②	護国会館	6/30 (水)	9/16 (木)
10	5 (火)	第一種衛生管理者・模擬試験① 会場・日程変更 9/15 (水) へ			
	7 (木) ~ 8 (金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑦	建設産業会館	7/ 7 (水)	9/24 (金)
	11 (月) ~ 13 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	〃	7/12 (月)	9/27 (月)
	18 (月) ~ 19 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	〃	7/19 (月)	10/ 4 (月)
	25 (月) ~ 26 (火)	プレス機械作業主任者技能講習②	〃	7/26 (月)	10/11 (月)
11	1 (月) ~ 2 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑧	建設産業会館	8/ 2 (月)	10/18 (月)
	3 (水)	出張特別試験 (関東安全衛生技術センター主催)	宇都宮大学	別途	別途
	9 (火)	衛生推進者養成講習①	護国会館	8/ 9 (月)	10/26 (火)
	15 (月) ~ 16 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦	建設産業会館	8/18 (水)	11/ 1 (月)

※お知らせ

今年度の衛生管理者免許等の栃木地区出張特別試験は、上記計画表のとおり11月3日(水)宇都宮大学で実施予定で調整準備中です。詳しくは関東安全衛生技術センターのホームページをご確認下さい。なお、最近栃木地区受験者の合格率が関東平均を下回るなど、準備不足が懸念されております。受験予定の皆様には当連合会の「試験準備講習」と「模擬試験」を是非ともご活用ください。

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00 ~ 17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp



令和3年度の一部行事が中止になりました。

4月26日(火)開催された栃木県労働災害防止団体連絡会議において、本年9月28日開催予定の「栃木地方産業安全衛生大会」について、残念ながら新型コロナウイルス収束の見通しが立たないことなどから、2年連続して中止とすることが決定されました。